

カトリック桑名教会小教区評議会規約

1. 全般

1-1 名称

本会は「カトリック桑名教会小教区評議会」と称する。
（「カトリック桑名教会小教区評議会」は以下評議会という）

1-2 目的

この評議会はカトリック桑名教会が、カトリックの普遍教会として存在し京都司教区の教えと方針に対して一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の運営のために設置する。

1-3 構成

評議会はカトリック桑名教会に在籍する信徒の代表者である評議員で構成する。

1-4 主宰

評議会は京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰する。場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

2. 評議員

2-1 評議会

評議会は以下の役員、各部会代表者、およびその他の評議員で構成する。

- (1) 信徒の代表者として選出された役員 : 定員 4 名
- (2) 各部会代表者 : 定員 5 名
(部会 : 教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部)
- (3) その他、必要に応じブロック担当司祭団が認めたもの

2-2 評議員の選出

(1) 役員

- ・ 評議会が募集期間を定め 20 歳以上の信徒の中から候補者を募集する。
- ・ 候補者が多数の場合、20 歳以上の信徒による選挙で必要定員分の候補者を決定する。
- ・ 候補者が定員に満たない場合、評議会が候補者を決定する。
- ・ 候補者の最低 1 名は 2-3 項(1)の条件を満たした前年度役員経験者とする。
- ・ 上記で決定された候補者はブロック担当司祭団の任命により決定される。

(2) 部会代表者

- ・ 各部会員間の互選で決定する。

(3) 財務部奉仕メンバー

- ・ ブロック担当司祭団と役員が調整し司祭団が指名する。

2-3 評議員の任期

- (1) 役員の任期は1年とし、再任は2回までとする。退任後、1年間は選出不可とする。
部会代表者の任期は1年とし、再任は可とする。
- (2) 評議員に欠員が生じた場合、2-2項に従い補充する。
- (3) 当年の小教区総会から次年の小教区総会までを1年とする。

2-4 役員の任務

ブロック担当司祭団と共に、小教区における「共同宣教司牧」のチームとなり小教区全体の運営について以下を実施する。

- (1) ブロック担当司祭団の招集を受け、評議会を開催する。
- (2) 小教区の代表として「ブロック会議」に出席する。
- (3) ブロック担当司祭団へ答申する事柄、承認事項をまとめる。

2-5 部会代表者の任務

評議員として小教区における「共同宣教司牧」の運営に協力する。

- (1) 評議員の一員として評議会に出席する。
- (2) 各部内における課題について評議会をとおして審議する。

3. 評議会

3-1 「評議会」の開催

- (1) 評議会はブロック担当司祭団が招集する。
- (2) 評議会は評議員の3分の2以上の出席者で成立とする。
- (3) 評議会は原則毎月第4日曜日に開催する。また、ブロック担当司祭団の判断で臨時に開催することができる。
- (4) 議長は役員の中からブロック担当司祭団が指名したものとする。
- (5) 議長は評議員の中から書記を指名する。

3-2 審議事項

- (1) ブロック担当司祭団からの諮問事項に対する答申のまとめ
- (2) 小教区の宣教司牧に関する基本方針【短期、長期】の作成
- (3) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- (4) 予算と決算の承認、および予算外の支出の承認
- (5) 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変
- (6) 評議会規約の変更
- (7) その他の重要事項

3-3 審議決定と承認

決定事項はブロック担当司祭団の承認を経て実行される。

3-4 報告

ブロック担当司祭団の承認を受けた事項は評議会、広報誌 ECHO、小教区総会をとおしてすべての信徒に報告し実行する。

4. 部会

4-1 部会の設置

(1) 部会として、教育部、典礼部、広報部、施設管理部、財務部を設置する。

また、広報部の中に国際協力担当、社会活動担当を置く。

(2) 信徒全員がどこかの部会へ所属するよう公募する。

(3) 各部代表者は部会会合を開催し、信徒の意見を吸い上げる。

4-2 各部会の活動

各部会の活動は別に定めて公示する。

5. 小教区総会

以下の目的で信徒全員を対象として小教区総会を開催する。

(1) 開催は最低年1回とし、原則1月第3日曜日にブロック担当司祭団が招集する。

(2) 評議会で決議されブロック担当司祭団によって承認された事項について周知する。

(3) 小教区運営に関する自由な意見を吸い上げる。

6. ブロック会議の出席

役員の中から最低2名を選出し出席する。

7. 会計監査

会計監査をブロック担当司祭団の指名により複数名置く。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2017年11月1日 発効2018年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2022年4月1日 発効 2022年4月1日

チハウに大塚喜直

